

「コールセンター（Call Center） 事業への奨励付与」

2003年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)

投資委員会(BOI)布告

No. S.1 仏暦 2546 年(2003)

件名 コールセンター(Call Center)事業への奨励付与

コールセンター事業を奨励付与業種とすること妥当と見なし、仏暦 2540 年 投資奨励法第 16 条 2 段による権限により、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No.2 仏暦 2543 年 8 月 1 日付 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の件の末尾の奨励業種表の 7 類、サービスおよび公共事業内容の項を増加させるための布告を発する。業種、条件を以下に定める。

業種	条件
7.22 コールセンター事業	1. 関税に無関係な権利恩典のみを付与する。 2. タイ語でサービスを与える場合には、タイ人株式 51%以上でなくてはならない。

仏暦 2545 年(2002 年)10 月 30 日より有効とする。

仏暦 2546 年 1 月 17 日 布告する。

(プロミン ラートスリデート)

副首相 委員会議長代行

注: この翻訳は、2003 年1月 17 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。